

5 / 1 2 (木) 予定の行事

はじめよう、つづけよう。

「新北海道スタイル」



～新型コロナウイルスに強い北海道をつくる～ 新北海道スタイル

報道発表資料の配付日時 5月6日(金) 10時00分

発表項目 (行事名)	第26回参议院議員通常選挙実施本部の設置について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>第26回参议院議員通常選挙の管理執行に万全を期するとともに、選挙の啓発及びルールを守ったきれいな選挙を積極的に推進するため、次のとおり第26回参议院議員通常選挙実施本部を設置します。</p> <p>設置に際しては、実施本部の看板を掲出し、北海道選挙管理委員会委員長(石塚正寛)が事務局職員に対し訓示を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 本部設置日時 令和4年(2022年)5月12日(木)午前11時00分 場 所 北海道選挙管理委員会事務局 出席者 委員長 石塚正寛 ほか 委員 事務局長 上田哲史 ほか 事務局職員 配付資料 <ul style="list-style-type: none"> 実施本部設置に当たっての委員長の報道機関に対するお知らせメモ 第26回参议院議員通常選挙実施本部設置要綱 第26回参议院議員通常選挙主要行事日程表(案) 第26回参议院議員通常選挙啓発推進事業要綱 過去の選挙における投票率の推移 		
参 考			

報道(取材)に当たってのお願い	第26回参议院議員通常選挙に関する周知について、これまで以上の御協力をよろしく申し上げます。		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当 (連絡先)	北海道選挙管理委員会事務局(担当者:岡部) TEL 011-204-5153 内線 23-517		
-------------	--	--	--

実施本部設置に当たっての委員長の報道機関に対するお知らせメモ

- 北海道選挙管理委員会は、本日「第26回参议院議員通常選挙実施本部」を設置し、選挙の管理執行体制に入りました。
- 実施本部は、本部長の下に11班で構成し、58名の職員が参议院議員通常選挙の管理執行に万全を期するとともに、選挙の啓発及びルールを守ったきれいな選挙を積極的に推進することを目的として設置しました。
- 申すまでもなく、選挙は民主政治の基盤を成すものであり、国民が主権者として政治に参加する最も重要な機会になりますので、有権者の皆様が投票に参加するよう、選挙の啓発に努めます。
特に、近年の選挙における投票率が低い、10代、20代及び30代の若年層に対し、投票への参加を積極的に呼びかけて参りたいと考えています。
- なお、新型コロナウイルス感染症の影響がある中で行われることが想定される選挙となりますので、北海道選挙管理委員会としては、市町村選挙管理委員会と連携を図り、新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じた上で、多くの有権者の皆様に安心して投票していただけるよう努めて参ります。
また、新型コロナウイルス感染症によって宿泊療養施設や自宅で療養されている方を対象とした特例郵便等投票制度についても広く周知して参ります。
- 候補者をはじめ政党関係者等選挙に携わる方々には、ルールを守ったきれいな選挙の実現に御協力をお願いする次第です。
- 報道関係者の方々には、様々な機会を通じ、選挙に関する周知をお願いして参りたいと考えておりますので、これまで以上の御協力をお願いいたします。

第26回参議院議員通常選挙実施本部設置要綱

1 設置目的

参議院議員の任期満了により執行される通常選挙の管理執行に万全を期するとともに、選挙の啓発及びルールを守ったきれいな選挙を積極的に推進するため、北海道選挙管理委員会事務局内に参議院議員通常選挙実施本部（以下「本部」という。）を設置する。

2 事務処理

本部は、次の事務を処理する。

- (1) 参議院議員通常選挙の管理執行に関すること。
- (2) 明るくきれいな参議院議員通常選挙の実現及び棄権防止等の啓発に関すること。

3 組織

本部の事務を処理するため、選挙管理委員会事務局及び総合政策部地域行政局市町村課（以下「市町村課」という。）の各係等に次の班を置く。

選挙班、庶務班、諸届受理班、政見放送班、投票用紙班、比例名簿班、啓発班、福祉班、選挙公報班、公費負担班、公営物資班

4 機構

- (1) 本部に本部長、副本部長、主幹及び班長を置く。
- (2) 本部長は委員会事務局長を、副本部長は同事務局次長を、主幹は同事務局主幹をもって充てる。
- (3) 班長は、委員会事務局主査のうちから本部長が指名する。
- (4) 本部長は、本部を代表し、事務を統理する。
- (5) 副本部長は、本部長を補佐して分担班の事務を監督する。
なお、本部長に事故があるときは、副本部長のうち市町村課長の職にある者がその職を代理する。
- (6) 主幹は、上司の命を受け、分担班の事務を掌理する。
- (7) 班長は、上司の命を受け、所掌事務を処理する。

5 班の所掌事務等

各班の担当及び所掌事務は、別表1のとおりとする。

なお、副本部長の担当については、別表2のとおりとする。

6 この本部は、令和4年5月12日に設置する。

(別表1)

班 名	担当係等	所 掌 事 務
選 挙 班	選挙管理委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙総括 ・他班及び関係機関との連絡調整 ・確認団体の届出等の受理 ・予算の編成及び執行計画
庶 務 班	市町村課調整係	<ul style="list-style-type: none"> ・庶務一般 ・他課との連絡調整
諸届受理班		<ul style="list-style-type: none"> ・選挙事務所等の届出の受理・連絡
政見放送班	市町村課公務員係	<ul style="list-style-type: none"> ・政見放送計画の樹立（聴覚障がい者対策を含む） ・放送局との連絡調整 ・政見放送に係る公費負担
投票用紙班	市町村課行政係 (主査(行政)を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・投票用紙の印刷・輸送 ・不在者投票用封筒等の印刷・輸送
比例名簿班	主査(再生支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・比例代表の氏名等掲示の調整
啓 発 班	市町村課財政係 (主査(財政)を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発宣伝計画の樹立 ・啓発諸事業の実施 ・ルールを守ったきれいな選挙の推進 ・障がい者対策物件の作成・検収
福 祉 班		
選挙公報班	市町村課税政係	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙公報の発行、輸送及び配布完了確認
公費負担班	市町村課公営企業係	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙運動用自動車等に係る公費負担 (他班に係るものを除く)
公営物資班		<ul style="list-style-type: none"> ・選挙公営物資の作成・検収

(別表2)

班 名	担当副本部長
選 挙 班	市町村課長兼再生支援担当課長
庶 務 班	
諸届受理班	
政見放送班	
投票用紙班	
比例名簿班	
啓 発 班	市町村課財政担当課長
福 祉 班	
選挙公報班	
公費負担班	市町村課公営企業担当課長
公営物資班	

第26回参議院議員通常選挙主要行事日程表（案）

令和4年(2022年)5月6日現在

(想定) 公示日：6月22日 選挙期日：7月10日

月	日	曜	行 事	場 所 ・ (時刻)	担当班
5	12	木	参議院議員通常選挙実施本部設置	事務局 (11:00～)	全班
6	2	木	参議院議員通常選挙事務会議	第二水産ビル 4S会議室 (13:30～)	関係各班
	3	金	選挙区立候補予定者等に対する説明会	ホテルボールスター札幌 (9:30～)	関係各班
	14	火	投票用紙等発送		投票用紙班
	未 定		道政記者クラブ加盟各社代表者会議	記者会見室 (時間未定)	選挙班
	21	火	公示日に当たっての委員長談話発表		啓発班
			立候補届出受理事務リハーサル	本庁舎別館 B1階大会議室 (15:00～)	関係各班
	22	水	公示日 立候補届出受理 (選挙区)	本庁舎別館 B1階大会議室 (8:30～)	関係各班
25	土	選挙公報の発送 (～6/26)		選挙公報班	
7	8	金	投・開票結果速報受理事務リハーサル	事務局 (13:00～)	選挙班
			繰上投票結果速報受理 (羽幌町)		選挙班
			投票日に当たっての委員長談話発表		啓発班
	10	日	選挙期日 投・開票結果速報受理	事務局	全班
	12	火	開票結果報告書受理 (札幌市・各支所)	第二水産ビル 8BC会議室 (9:30～)	全班
	13	水	選挙会 (選挙区)	選管会議室 (14:00～)	選挙班
			選挙分会 (比例代表)	選管会議室 (15:30～)	選挙班
14	木	当選証書付与式 (選挙区)	本庁舎 3階知事会議室 (11:00～)	選挙班	

第26回参議院議員通常選挙啓発推進事業要綱

北海道選挙管理委員会

第1 趣 旨

第26回参議院議員通常選挙は、国民の総意を国政に反映させるための重要な選挙である。

この選挙を、公正で意義あるものとするためには、有権者が選挙のルールを守り、進んで投票に参加することが必要である。

このため、北海道選挙管理委員会は、本要綱を定め、市区町村選挙管理委員会及び明るい選挙推進協議会との連携を図るとともに、報道機関等の協力を得て、きれいな選挙の推進と投票参加の呼び掛けを重点として、効果的な啓発事業を実施するものである。

第2 重点事項

1 きれいな選挙の推進

(1) 国政における参議院の役割に対する認識を深め、政党等や候補者の主義・主張を十分見極めて、自覚ある投票をするよう呼び掛ける。

(2) 選挙のルールを守り、自由できれいな投票を行うよう呼び掛ける。

2 投票参加の推進

選挙は、主権者たる国民が政治に参加する重要な機会であり、投票に参加することが主権者たる国民の権利であるとともに、責務であることを周知し、有権者がこぞって投票するよう呼び掛ける。

特に、投票率が低い10代、20代及び30代の若年層に対し、投票への積極的な参加を呼び掛ける。

3 新型コロナウイルス感染症への対応

有権者が安心して投票できる環境づくりが図られるよう、投票所における感染症対策の周知や、分散投票の呼びかけを行う。

また、新型コロナウイルス感染症による宿泊療養者や自宅療養者を対象とした特例郵便等投票制度についても広く周知を図る。

第3 実施事業等

1 北海道選挙管理委員会及び同支所が実施する事業

きれいな選挙と投票参加を推進するため、次の事業を実施する。

(1) 談話の発表

公示日及び投票日を迎えるに当たっての委員長の談話を発表して、きれいな選挙及び投票参加を呼び掛ける。

(2) 共同声明の発表

北海道明るい選挙推進協議会、民間団体、報道機関、選挙管理機関及び取締機関から構成される「選挙をきれいにする国民運動北海道本部」において共同声明を発表し、各政党代表者、立候補予定者及び有権者に対し、きれいな選挙の実現を呼び掛ける。

(3) 報道機関を通じての啓発

ア 委員長談話及び共同声明の発表を報道機関を通じて行うほか、きれいな選挙及び投票参加の呼び掛けに係る記事の掲載や放送について協力を依頼する。

イ 政見放送残余時間を活用し、きれいな選挙及び投票参加を呼び掛けるとともに、投票方法の周知を図る。

(4) 広報紙等の活用

ア 道広報紙のほか、庁内各部課、各総合振興局・振興局及び関係団体における投票日前の発行物等に、きれいな選挙及び投票参加を呼び掛ける記事、標語の掲載について協力を依頼する。

イ 選挙公報の余白を利用し、きれいな選挙及び投票参加を呼び掛けるとともに、投票方法の周知を図る。

(5) インターネットの活用

ア 北海道のホームページを活用して、きれいな選挙及び投票参加を呼び掛けるとともに、投票方法の周知を図る。

イ SNS等を活用し、若年層に向けて広く投票参加を呼び掛ける。

(6) 各種広報媒体における啓発

公募型プロポーザルによる提案に基づく各種広報媒体の利用などにより、きれいな選挙及び投票参加を呼び掛けるとともに、投票方法の周知を図る。特に、分散投票や特例郵便等投票について広く周知を図る。

(7) 若年層を対象とした啓発

大学、専門学校、高等学校等にポスター掲出を依頼することで、若年層の有権者に対し、きれいな選挙及び投票参加を呼び掛けるとともに、投票方法の周知を図る。

(8) 白バラによる啓発

候補者に、きれいな選挙のシンボルである白バラを贈呈し、選挙のルールを守り、きれいな選挙の実現について要請する。

(9) 広報車による巡回広報

広報車を道内一円に運行し、きれいな選挙及び投票参加を呼び掛けるとともに、投票方法の周知を図る。特に大学周辺などにおいて、若年層の有権者に対し、積極的な広報を行う。

(10) 懸垂幕、立看板等の掲出

懸垂幕、立看板等を掲出し、きれいな選挙及び投票参加を呼び掛ける。

(11) 点字印刷物による啓発

点字による選挙のお知らせにより、きれいな選挙及び投票参加を呼び掛け、候補者の氏名、経歴等を紹介するとともに、投票方法の周知を図る。

(12) 表彰

きれいな選挙及び投票参加の推進に功績があった民間団体及び市区町村選挙管理委員会委員等の表彰を行う。

2 市区町村選挙管理委員会が実施する事業

事業の実施に当たっては、北海道選挙管理委員会との連携を図り、相乗効果が生じるよう配慮し、次のような事業を実施する。

(1) 広報車による巡回広報

広報車を市区町村内一円に運行し、きれいな選挙及び投票参加を呼び掛けるとともに、投票方法の周知を図る。特に大学周辺などにおいて、若年層の有権者に対し、積極的な広報を行う。

(2) 懸垂幕、立看板等の掲出

庁舎等に、懸垂幕、立看板等を掲出し、きれいな選挙及び投票参加を呼び掛ける。

(3) 広報紙等の活用

市町村の広報紙等を活用して、きれいな選挙及び投票参加を呼び掛けるとともに、投票方法の周知を図る。

(4) インターネットの活用

市町村のホームページを活用して、きれいな選挙及び投票参加を呼び掛けるとともに、投票方法の周知を図る。

(5) イベント等の活用

イベント等の機会を活用して、きれいな選挙及び投票参加を呼び掛けるとともに、投票方法の周知を図る。

(6) 館内放送による啓発

JR駅、映画館、デパート等に対し、館内放送を通じて、きれいな選挙及び投票参加の呼び掛けをするよう協力を依頼する。

(7) 有線放送等による啓発

有線放送等により、きれいな選挙及び投票参加を呼び掛けるとともに、投票方法の周知を図る。

(8) 報道機関を通じての啓発

報道機関に各種の啓発資料を積極的に提供することにより、きれいな選挙及び投票参加の呼び掛けに係る記事の掲載や放送について、協力を依頼する。

(9) その他の事業

ポスターの掲出、チラシの作成等の事業を通じて、きれいな選挙及び投票参加を呼び掛けるとともに、投票方法の周知を図る。

3 北海道明るい選挙推進協議会が実施する事業

事業の実施に当たっては、北海道選挙管理委員会との連携を図り、相乗効果が生じるよう配慮するものとする。

4 市区町村明るい選挙推進協議会が実施する事業

事業の実施に当たっては、市区町村選挙管理委員会との連携を図り、相乗効果が生じるよう配慮するものとする。

過去の選挙における投票率の推移

(%)

	衆議院議員選挙			参議院議員選挙			知事選挙			全 平 均
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
昭 21. 4.10	75.57	62.58	68.58							72.08
22. 4.16							65.50	53.29	59.39	71.85
22. 4.20				58.08	42.57	50.28				61.12
22. 4.25	66.77	50.89	59.33							67.95
24. 1.23	76.17	59.60	67.82							74.04
25. 6. 4				76.73	64.46	70.59				72.19
26. 4.30							84.90	77.46	81.17	82.58
27. 10. 1	78.39	68.41	73.38							76.43
28. 4.19	77.88	68.45	73.14							74.22
28. 4.24				65.92	53.56	59.71				63.18
30. 2.27	80.56	72.36	76.47							75.84
30. 4.23							81.42	74.29	77.86	74.85
31. 7. 8				68.17	58.03	63.12				62.11
33. 5.22	76.01	67.09	71.55							76.99
34. 4.23							84.22	77.67	80.94	78.25
34. 6. 2				58.48	46.07	52.26				58.75
35. 11.20	73.89	67.06	70.46							73.51
37. 7. 1				69.94	64.47	67.17				68.22
38. 4.17							81.93	77.76	79.80	74.62
38. 11.21	72.58	67.71	70.10							71.14
40. 7. 4				65.38	60.72	63.00				67.02
42. 1.29	77.71	72.87	75.22							73.99
42. 4.15							79.86	76.53	78.15	68.70
43. 7. 7				67.80	64.99	66.36				68.94
44. 12.27	69.53	66.16	67.80							68.51
46. 4.11							80.03	78.79	79.39	72.01
46. 6.27				60.57	58.94	59.73				59.24
47. 12.10	76.48	75.93	76.20							71.76
49. 7. 7				76.08	75.65	75.86				73.20
50. 4.13							84.38	84.19	84.28	71.92
51. 12. 5	78.65	77.88	78.25							73.45
52. 7.10				73.74	73.62	73.67				68.49
54. 4. 8							82.08	82.71	82.41	64.08
54. 10. 7	74.49	74.53	74.51							68.01
55. 6.22	76.17	76.45	76.32							74.57
55. 6.22				76.13	76.42	76.28				74.54
58. 4.10							83.17	84.55	83.89	63.21
58. 6.26				57.91	56.38	57.12				57.00
58. 12.18	72.68	71.37	72.00							67.94
61. 7. 6	73.69	74.50	74.11							71.40
61. 7. 6				73.62	74.42	74.04				71.36
62. 4.12							77.57	79.02	78.33	59.78
平 1. 7.23				70.56	71.21	70.90				65.02
2. 2.18	76.03	77.24	76.66							73.31
3. 4. 7							70.43	73.02	71.79	54.43
4. 7.26				59.01	59.07	59.04				50.72
5. 7.18	69.42	69.83	69.64							67.26
7. 4. 9							65.42	66.48	65.98	55.12
7. 7.23				47.81	46.12	46.92				44.52
8. 10.20	61.83	60.97	61.38							59.65
10. 7.12				60.31	59.54	59.90				58.84
11. 4.11							63.51	63.93	63.73	56.78
12. 6.25	65.64	65.37	65.50							62.49
13. 7.29				58.51	58.44	58.47				56.44
15. 4.13							61.76	61.85	61.81	52.63
15. 11. 9	63.40	62.58	62.97							59.86
16. 7.11				62.33	61.21	61.74				56.57
17. 9.11	70.85	71.22	71.05							67.51
19. 4. 8							64.10	64.16	64.13	54.85
19. 7.29				62.99	61.88	62.40				58.64
21. 8.30	73.96	73.38	73.65							69.28
22. 7.11				62.45	61.41	61.89				57.92
23. 4.10							59.61	59.34	59.46	52.77
24. 12.16	60.17	57.48	58.73							59.32
25. 7.21				55.39	53.56	54.41				52.61
26. 12.14	57.90	55.00	56.35							52.66
27. 4.12							59.72	59.53	59.62	47.14
28. 7.10				57.43	56.22	56.78				54.70
29. 10.22	60.85	59.82	60.30							53.68
31. 4. 7							57.90	58.72	58.34	47.72
令 1. 7.21				54.23	53.34	53.76				48.80
3. 10.31	59.42	58.24	58.79							55.93

(注1) 平成8年以降の衆議院議員選挙の投票率は『小選挙区』に係るものである。

(注2) 参議院議員選挙の投票率は『選挙区(地方区)』に係るものである。

(注3) 昭和22.4.16執行の知事選挙の投票率は決戦投票に係るものである。